

荷主企業四日市港利用支援事業補助金に関する

Q&A

(令和8年度)

令和8年4月

四日市港管理組合
経営企画部 振興課

荷主企業四日市港利用支援事業補助金に関するQ & A 目次

1 事業、対象貨物について

- Q1-1 四日市港を利用するとは具体的にどういうことですか？----- 1
- Q1-2 四日市港に寄港予定だった船が抜港となり、他港を利用した場合は
どうなりますか？----- 1
- Q1-3 商社を利用している貨物は補助対象貨物となりますか？----- 1
- Q1-4 令和8年1月からトライアル利用を行い、四日市港の新規利用を
開始しました。令和8年度に新規事業として申請できますか？----- 1
- Q1-5 令和7年10月から四日市港の利用を始めたため、令和7年度の新規事業に
申請し交付決定を受けました。これをトライアル利用に変更して、
令和8年度に新規事業1年目として申請し直すことはできますか？----- 1
- Q1-6 新規事業と新規継続事業の違いは何ですか？----- 1
- Q1-7 新規事業に申請できるのは令和8年度限りですか？----- 2
- Q1-8 令和7年度に新規事業（1年目）に申請しましたが、実績は0 TEUでした。
この場合、令和8年度に新規事業（1年目）として申請できますか？----- 2
- Q1-9 新規事業の取扱量として、1年目の令和7年度が10 TEUだったのに対し、
2年目の令和8年度は8 TEUと減った場合、令和8年度に補助金は
交付されますか？----- 2
- Q1-10 同一年度に、継続事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入
コンテナ貨物）の両事業を申請できますか。また、同時に申請する
必要がありますか？----- 2
- Q1-11 同一年度に新規事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入
コンテナ貨物）の両事業を申請した場合、補助金の上限は合わせて
300万円となりますか？----- 2
- Q1-12 新規事業（輸出入コンテナ貨物）と新規継続事業（輸出入コン
テナ貨物）に連続3年度間申請した場合、補助金の上限は3年間で
300万円となりますか？----- 3
- Q1-13 令和8年度の継続事業における前年度実績とは何ですか？----- 3
- Q1-14 令和7年度に新規事業（1年目）として100 TEUの実績があり、
補助を受けました。令和8年度は、貨物が500 TEU程度、増加する
見込みのため、継続事業の方を選択することはできますか？----- 3
- Q1-15 継続事業の上限額は500万円とあるが、増加分は500 TEUまで
しか補助対象にならないのでしょうか？----- 3

2 補助対象事業者について

- Q2-1 船会社ですが、補助対象事業者となれますか？----- 4
Q2-2 商社ですが、補助対象事業者となれますか？ ----- 4

3 交付額の算出について

- Q3-1 補助金の算定根拠となる貨物量の単位は何ですか？----- 4
Q3-2 令和7年度に新規事業（1年目）として交付決定を受けていますが、
新規継続事業（2年目）となる令和8年度以降は、制度改正に伴って
どのような計算になりますか？----- 4

4 申請書類の作成について

- Q4-1 申請期限はありますか？----- 5
Q4-2 なぜ役員名簿の提出が必要なのですか？----- 5
Q4-3 役員名簿に記載する役員とは何ですか？----- 5
Q4-4 役員名簿に記載しなければならない項目は何ですか？----- 5
Q4-5 荷主企業にかわって、海貨事業者が申請書類を作成・提出することは
できますか？ ----- 5

5 交付決定、公表、変更について

- Q5-1 交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか？----- 6
Q5-2 補助金を利用した場合、企業名は公表されますか？----- 6
Q5-3 交付決定を受けた後、当初の事業計画よりも実績が増えた場合、
交付決定額を超えて補助金を受け取ることはできますか？また、逆に、
実績が大幅に減る見込みとなった場合に手続きは必要ですか？ ----- 6

6 実績報告について

- Q6-1 毎月の実績の報告はどのように行うのですか？----- 6
Q6-2 対象となる輸入コンテナ貨物を8月31日に四日市港で揚げ、
9月1日の通関手続き後、倉庫でデバンニングしましたが、8月分、
9月分どちらの実績としてカウントすべきでしょうか？----- 6

- Q6-3 事業（補助対象）期間の途中時点において、上限額（新規事業
300万円、新規継続事業300万円、継続事業500万円）分の
取扱いを達成している場合でも、毎月の実績報告は必要ですか？----- 7
- Q6-4 3月分の実績報告後は、どのような手続きをすればよいですか？----- 7

7 補助金の支払いについて

- Q7-1 補助金は毎月の実績に応じて支払われるものですか？----- 7

1 事業、対象貨物について

四日市港を利用するとは具体的にどういうことですか？

1-1 四日市港において、コンテナ船にコンテナ貨物の揚げ積みを行うことです。なお、他港で揚げ積みするコンテナ貨物を四日市港のコンテナヤードで受け渡しするだけでは補助対象となりません。

四日市港に寄港予定だった船が抜港となり、他港を利用した場合はどうなりますか？

1-2 抜港により、例えば、輸出コンテナ貨物を四日市港のコンテナヤードから名古屋港へ陸上輸送し、名古屋港でコンテナ船へ積み込むことになった場合、補助対象となりません。

商社を利用している貨物は補助対象貨物となりますか？

1-3 船荷証券等のシッパーまたはコンサイニーが商社名である等、商社を利用している場合でも、メーカーや小売・卸売業等の企業の補助対象となることがあるため、予めご相談ください。

令和8年1月からトライアル利用を行い、四日市港の新規利用を開始しました。令和8年度に新規事業として申請できますか？

1-4 この事業で言うトライアル利用とは、令和8年度に四日市港を利用するために、試験的に令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に、輸出入・移出入を行ったもので、かつ、令和8年度一年間の利用見込み（TEU）の5%未満までのもの、としています。

ご質問の場合は、令和8年1月1日～令和8年3月31日の間の利用が、令和8年度一年間の利用見込み（TEU）の5%未満であれば、トライアル利用とみなし、令和8年度に新規事業（1年目）として申請できます。

ただし、補助金の対象となるコンテナ貨物は、令和8年4月1日以降に四日市港で揚げ積みされた分となります。

令和7年10月から四日市港の利用を始めたため、令和7年度の新規事業に申請し交付決定を受けました。これをトライアル利用に変更して、令和8年度に新規事業（1年目）として申請し直すことはできますか？

1-5 交付決定を受け、利用実績があった場合は、これを取り消すことはできません。よって、令和7年度が新規事業（1年目）となります。

新規事業と新規継続事業の違いはなんですか？

1-6 新規事業は、四日市港の利用を始めた1年目に申請いただける事業です。

新規継続事業は、新規事業補助金の交付を受けた荷主企業が、その翌年（利用2年目）と翌々年（利用3年目）に申請いただける事業です。単価や上限額は両事業とも同じで、新規事業、新規継続事業と続けて3年間、申請が可能です。

四日市港の利用1年目 =新規事業（1年目）

四日市港を2年目も継続して利用 =新規継続事業（2年目）

四日市港を3年目も継続して利用 =新規継続事業（3年目）

新規事業に申請できるのは令和8年度限りですか？

1-7

令和8年度について新規事業の交付決定を受け、利用実績があった場合に、令和9年度、令和10年度は、新規継続事業に申請することができます。ただし、当該年度間における予算措置の範囲内で受け付けることとしており、申請手続きは、毎年度、行っていただく必要があります。

令和7年度に新規事業（1年目）に申請しましたが、実績は0 TEUでした。この場合、令和8年度に新規事業（1年目）として申請できますか？

1-8

実績が0 TEUであった場合、改めて令和8年度を新規事業（1年目）として、申請することができます。また、翌年度から2年度間は、新規継続事業に申請することができます。

新規事業の取扱量として、1年目の令和7年度が10 TEUだったのに対し、2年目の令和8年度は8 TEUと減った場合、令和8年度に補助金は交付されますか？

1-9

新規事業及び新規継続事業では前年度実績との増減比較はせず、年度ごとの取扱実績に応じた額を交付します。よって、予算の範囲内で、令和7年度は新規事業として、令和8年度は新規継続事業として、ともに交付の対象となり、令和9年度も新規継続事業として申請できます。

同一年度に継続事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入コンテナ貨物）の両事業を申請できますか。また、同時に申請する必要がありますか？

1-10

それぞれ交付条件を満たしていれば、両事業に申請できます。また、同時期に申請いただく必要はありません。

同一年度に新規事業（輸出入コンテナ貨物）と新規事業（移出入コンテナ貨物）の両事業を申請した場合、補助金の上限は合わせて300万円となりますか？

1-11

それぞれ300万円で、合計600万円となります。

1-12

新規事業（輸出入コンテナ貨物）と新規継続事業（輸出入コンテナ貨物）に連続3年度間申請した場合、補助金の上限額は3年間で300万円となりますか？

1年度あたりの上限額が300万円となります。

1-13

令和8年度の継続事業における前年度実績とは何ですか？

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に四日市港でコンテナ船にコンテナ貨物の揚げ積みを行った実績です。

1-14

令和7年度に新規事業（1年目）として100 TEUの実績があり、補助を受けました。令和8年度は、貨物が500 TEU程度、増加する見込みのため、継続事業の方を選択することはできますか？

令和7年度に新規事業（1年目）で補助を受けていた場合でも、令和8年度に継続事業を選択し申請することは可能です。この場合は下記の積算になります。

ただし、一旦、継続事業で申請いただいたものを途中で、新規継続事業へ変更することはできず、翌年度の申請についても継続事業となります。

積算事例

令和7年度実績100 TEU、令和8年度実績が600 TEUとなる場合
「継続事業を選択した場合」上限額500万円

$600 - 100 = 500$ TEU（増加分）

1 ～ 300 TEU : @10,000円×300=300万円

301～500 TEU : @ 5,000円×200=100万円

補助金額 計400万円

「新規継続事業（2年目）を選択した場合」上限額300万円

$600 \text{ TEU} \times @30,000 \text{ 円} = 1,800 \text{ 万円} \geq 300 \text{ 万円}$

補助金額 計300万円

1-15

継続事業の上限額は500万円とあるが、増加分は500 TEUまでしか補助対象にならないのでしょうか？

前年度と比較して増加の1,000 TEUまで補助対象となります。補助単価については、段階的に下記のとおり設定しています。

補助単価

1 ～ 300 TEU増 : @10,000円/TEU

301～ 500 TEU増 : @5,000円/TEU

501～1,000 TEU増 : @2,000円/TEU

2 補助対象事業者について

船会社ですが、補助対象事業者となれますか？	
2-1	船会社は補助対象事業者にはなれません。NVOCC（※）も同様に補助対象事業者になれません。 ※NVOCC：Non-Vessel Operating Common Carrier の略

商社ですが、補助対象事業者となれますか？	
基本的には、荷主企業（メーカーや小売・卸売業等の企業）が、補助対象事業者となります。	
ただし、下記のような事例の場合、商社が補助対象事業者となることがありますので、予めご相談ください。	
2-2	事例1：（輸入の場合）納品先の企業や、（輸出の場合）仕入先の企業が、当補助金へ申請しないことを確認した場合。
	事例2： 輸入において、商社がコンテナ貨物を買取り、デバンニングしたものを複数の事業者へ随時、販売している場合。
	※他社の依頼を受けて輸出入している商社は、事例1の場合を除いて補助対象外となりますが、自社で買い付けて、随時、販売先が決まった分から納品していくようなケースは補助対象となる可能性があります。

3 交付額の算出について

補助金の算定根拠となる貨物量の単位は何ですか？	
3-1	20 トコンテナで換算したコンテナ貨物量（TEU）を単位とします。 20 フィートコンテナ1本=1 TEU、40 フィートコンテナ1本=2 TEU となります。

令和7年度に新規事業（1年目）として交付決定を受けていますが、新規継続事業（2年目）となる令和8年度以降は、制度改正に伴ってどのような計算になりますか？	
3-2	令和8年度は、加算項目が廃止されましたので、新たな基本額（30,000円/TEU）が適用されます。 ただし、令和7年度新規事業補助金を基本額（10,000円/TEU）プラス加算額（30,000円/TEU）で1TEUあたり40,000円の交付を受けていた事業者について、令和8年度も同じ加算項目に該当する場合は、従前の要領に基づく基本額（10,000円/TEU）と加算額（30,000円/TEU）を適用することがで

きますので、予めご相談ください。

4 申請書類の作成について

申請期限はありますか？

- 4-1 令和8年4月1日から受付を開始し、申請期限である令和9年2月19日または予算の上限に達した時点で締め切りとなります。

なぜ役員名簿の提出が必要なのですか？

- 4-2 平成26年4月1日から「四日市港管理組合の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」が施行されたことにより、交付決定に当たっては、当該法人又はその役員等が暴力団関係者でない、あるいは暴力団と関係を持つ者でないことを確認する必要があるため、提出を求めるものです。

なお、提出された役員名簿は、同要綱に基づき三重県警察本部への照会のみを使用します。

役員名簿に記載する役員とは何ですか？

- 4-3 登記されている取締役（社外含む）及び監査役（社外含む）を記載してください。役員が外国人の場合や外国に居住している場合であっても、記載は必要となります。なお、執行役員については記載する必要はありません。

役員名簿に記載しなければならない項目は何ですか？

- 4-4 氏名、ふりがな、生年月日、性別の4項目を記載してください。（全ての項目について記載が必要です。記載が無い場合、三重県警察本部への照会ができないため、補助金の交付決定ができません。）なお、記載された個人情報 は前述（4-2）の目的にのみ使用するとともに適切に管理し、第三者に提供することはありません。

荷主企業にかわって、海貨事業者が申請書類を作成・提出することはできますか？

- 4-5 できません。荷主企業向け補助金であり、あくまでも荷主企業の担当者が窓口となる必要があります。ただし、事業の計画に関する相談や実績の確認などについて海貨事業者 に協力を依頼することは差し支えありません。

5 交付決定、公表、変更について

5-1 交付申請すれば必ず交付決定が受けられますか？

第1号様式、第2号様式その1又はその2、第3号様式、会社概要、その他管理者が必要と認めた書類（ヒアリング調査票）の全ての申請書類を提出いただき事業内容のヒアリング・審査を行い、適正であることが認められましたら、交付決定となります。

5-2 補助金を利用した場合、企業名は公表されますか？

交付決定を行った場合は、企業名を四日市港管理組合のホームページ等で公表するほか、報道機関に対し情報提供を行います。

5-3 交付決定を受けた後、当初の事業計画よりも実績が増えた場合、交付決定額を超えて補助金を受け取ることはできますか？
また、逆に、実績が大幅に減る見込みとなった場合に手続きは必要ですか？

当該年度の利用実績が事業計画（利用見込み）を上回る可能性がある場合は、補助金変更交付申請の手続きが必要となるため、早急にご連絡ください。（予算の範囲内での対応となります。）

また、事業を中止する場合も手続きが必要になるため、速やかにご連絡ください。

6 実績報告について

6-1 毎月の実績の報告はどのように行うのですか？

翌月10日までに、「事業計画（実施状況報告）書（第2号様式その1又はその2）」に当該月の実績を記載のうえ、実績等が確認できる根拠書類を添付し、電子メールにて提出してください。

根拠書類として、輸出貨物であればB/L (Bill of Lading) またはWaybill、輸入貨物であればA/N (Arrival Notice) とB/L (Bill of Lading)、移出入貨物であればコンテナ番号・コンテナサイズ・入出港日・利用港などがわかる資料を添付してください。

6-2 対象となる輸入コンテナ貨物を8月31日に四日市港で揚げ、9月1日の通関手続き後、倉庫でデバンニングしましたが、8月分、9月分どちらの実績としてカウントすべきでしょうか？

8月分の実績としてカウントしてください。輸入の場合はコンテナ船の入港日を、輸出の場合は出港日を基準とします。

出入港実績については、四日市港管理組合ホームページに掲載している船席表をご参照ください。

(<http://office.yokkaichi-port.or.jp/pls/home/hve010.edit>)

6-3 事業（補助対象）期間の途中時点において、上限額（新規事業 300 万円、新規継続事業 300 万円、継続事業 500 万円）分の取扱いを達成している場合でも、毎月の実績報告は必要ですか？

補助対象期間である 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）の取扱実績を確認する必要があるため、毎月の実績報告は必要です。

6-4 3 月分の実績報告後は、どのような手続きをすればよいですか？

毎月の実績報告後、「実績報告書（第 6 号様式）」に必要事項を記載のうえ、「事業計画（実施状況報告）書（第 2 号様式その 1 又はその 2）」を添付して速やかに提出してください（書類を受領後、四日市港管理組合から補助金額の確定通知書を送付します）。

また、補助金額の確定通知書を受領後、「補助金交付請求書（第 7 号様式）」を提出してください。

7 補助金の支払いについて

7-1 補助金は毎月の実績に応じて支払われるものですか？

1 年度間（4 月 1 日～3 月 31 日）の実績を年度末に確定し、その後、一括して補助金を交付します。月々でのお支払いはいたしません。